

人事案件

鈴鹿市教育委員会委員、鈴鹿市監査委員、人権擁護委員候補者について、それぞれの任期満了による交代又は継続をお願いするに当たり、法の規定により議会の同意を必要とする人事案件について議決を行いました。

議案第38号「鈴鹿市教育委員会委員の任命同意について」

伊藤 久仁子 氏

議案第39号「鈴鹿市監査委員の選任同意について」

伊藤 宗宏 氏

議案第40号「人権擁護委員候補者の推薦同意について」

益川 博光 氏

議案第41号「人権擁護委員候補者の推薦同意について」

林 義智 氏

議案第42号「人権擁護委員候補者の推薦同意について」

山本 陽子 氏

常任委員会審査状況

6月定例会に上程された議案を各委員会に付託して審査を行いました。6月19日と26日に予算決算委員会、21日に文教環境委員会及び産業建設委員会・分科会、24日に総務委員会・分科会及び生活福祉委員会・分科会をそれぞれ開催しました。

各委員会及び分科会の審査状況の一部は以下のとおりです。

総務委員会(総務分科会)

審査のポイント(議案第35号)

「市長等の退職手当の特例に関する条例の制定について」

(問) この特例により減額される市長、副市長、教育長、常勤監査委員、水道事業管理者の全ての金額はいくらなのか。鈴鹿市特別職報酬等審議会の審議の中で、条例で決められている退職金の支給率を減額する意見はなかったのか。

(答) 市長が285万6,600円、副市長が一人につき154万2,240円、教育長が85万4,550円、常勤監査委員が30万6,000円、水道事管理者が72万5,868円、総額は782万7,498円である。本来の退職金の支給率を下げることについては、このまま据え置くことが適当であると意見があった。

(討論) 賛成ではあるが市長以外の特別職については、行政経験者でもあったため、一度は退職手当をもらっていることもあり、今後は留意されたいとの意見。一方、反対討論として、選挙で市民から選ばれた市長と、市長以外の特別職を同じレベルで考えるのは疑問が残る。減額総額から考えても、市の財政状況に影響するほどの金額ではない。特別職の職責を考えると減額の必要性はなく、平成16年には、支給率を100分の500から100分の450に減らしていることから、さらに15%を減額する必要性があるのかとの意見があった。